

○ 招 集 告 示

住田町告示第 20 号

平成 29 年第 13 回住田町議会臨時会を次のように招集する。

平成 29 年 8 月 16 日

住田町長 神 田 謙 一

1 期 日 平成 29 年 8 月 22 日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	荻原	勝君	2番	佐々木	初雄君
3番	佐々木	信一君	4番	瀧本	正徳君
5番	菅野	浩正君	6番	佐々木	春一君
7番	村上	薫君	8番	林崎	幸正君
9番	泉田	是重君	10番	高橋	靖君
11番	阿部	祐一君	12番	菊池	孝君

不応招議員（なし）

**議事日程（第1号）**

平成29年8月22日（火）午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定及び一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 常任委員の選任
- 日程第 5 町長所信表明演述
- 日程第 6 議案第 1号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3号 財産の取得に関し議決を求めることについて

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

---

**出席議員（12名）**

1番	荻原 勝 君	2番	佐々木 初 雄 君
3番	佐々木 信 一 君	4番	瀧 本 正 徳 君
5番	菅 野 浩 正 君	6番	佐々木 春 一 君
7番	村 上 薫 君	8番	林 崎 幸 正 君
9番	泉 田 是 重 君	10番	高 橋 靖 君
11番	阿 部 祐 一 君	12番	菊 池 孝 君

**欠席議員（なし）**

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育委員長	多田茂君
農業委員会 会長	松田秀樹君	選挙管理 委員長	平勝太郎君
監査委員	紺野仁君		

---

#### その他議場に出席した者の職氏名

副町長	横澤孝君	教育長	菊池宏君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	佐藤英司君	税務課長兼 会計管理者	中里学君
企画財政課長	横澤則子君	町民生活課長	梶原ユカリ君
保健福祉課長兼 地域包括支援 センター長	伊藤豊彦君	建設課長	熊谷公男君
農政課長 兼農業委員会 事務局長	紺野勝利君	林政課長	千葉純也君
教育次長	松田英明君		

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 高橋俊一 係長 佐々木隆児

開会 午前10時00分

**◎開会の宣告**

- 議長（菊池孝君） ただいまから平成29年第13回住田町議会臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員は12人です。  
定足数に達していますので、会議は成立しました。
- 

**◎開議の宣告**

- 議長（菊池孝君） これから本日の会議を開きます。
- 

**◎諸般の報告**

- 議長（菊池孝君） これから諸般の報告をします。  
職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

- 議長（菊池孝君） 町長より行政報告があれば発言を求めます。  
○町長（神田謙一君） ありません。  
○議長（菊池孝君） 教育委員会より行政報告があれば発言を求めます。  
○教育長（菊池宏君） ありません。  
○議長（菊池孝君） これで諸般の報告を終わります。
- 

**◎議席の指定及び一部変更**

- 議長（菊池孝君） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。

今回当選された、荻原勝君の議席は、住田町議会会議規則第4条第2項規定によって、1番に指定します。

また、荻原勝君の議席の指定に関連し、住田町議会会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更を行います。

佐々木初雄君を二番に、佐々木信一君を三番に、瀧本正徳君を四番に、菅野浩正君を五番に、佐々木春一君を六番に、村上薫君を七番に、林崎幸正君を八番に、泉田是重君を九番に、

高橋靖君を十番に、それぞれ変更します。

暫時休憩します。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菊池孝君） 再開します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、3番、佐々木信一君、4番、瀧本正徳君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（菊池孝君） 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

---

### ◎常任委員の選任

○議長（菊池孝君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

荻原勝君の常任委員の選任については、住田町議会委員会条例第6条第1項の規定により、総務教民常任委員に選任したいと思います。

ご意義ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） したがって、荻原勝君を総務教民常任委員に選任することに決定しました。

---

## ◎町長所信表明演述

○議長（菊池孝 君） 町長 神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 住田町議会臨時会が開会されるに当たり、町政の運営について、その一端を申し述べさせていただきます。

私は、先般の町長選挙におきまして、町民の皆様からご支持をいただき、今後4年間の住田町のまちづくりを担わせていただきます。この上ない光栄でありますとともに、その重責に身の引き締まる思いであります。住田町長として、町民の皆様の負託にこたえ、ふるさと住田の発展のために全力を尽くしてまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、東日本大震災から6年5か月が経過いたしました。

改めて、犠牲になられた方々に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

住田町は、震災直後より、大船渡市・陸前高田市への後方支援を行ったところであり、町民の皆様におきましても、自らも不便な生活を余儀なくされながらも、被災された方々に心を寄り添い、町民が一丸となって被災地の1日も早い復旧・復興を願い取り組んでいただいたところであり、心から感謝申し上げます。

この度の選挙を通じ、町民の皆様のふるさと住田を想う気持ちを直接お聞きし、豊かな地域づくり、安心できる地域社会を願う姿に接し、改めて深い感銘を受けたところでございます。

また、美しい自然環境や豊富な山の幸など、住田の誇るべき宝を改めて肌で感じ取ることができました。このような地域の宝を守り、育みながら、活力と笑顔あふれる、豊かなまち住田を築いていくことが、私の使命であると決意を新たにしているところでございます。

さて、最近の国の月例経済報告によると、景気は緩やかに回復基調が続いていると示されておりますが、町民の皆様の生活においては、景気回復を実感できるどころか、本町の県内における平成26年度1人当たりの所得は、下位から3番目という状況となっており、地域経済においても、予断を許さない状況であります。

これに加え、今後、ますます人口減少、少子高齢化の進行が想定されていることもあり、中長期的には厳しい財政状況が見込まれており、多くの様々な課題を抱えております。

このため、町政運営に当たりましては町民の皆様の声に耳を傾けるとともに、現場主義と行動力を大切にし、知恵を出し合い、汗をかきながら、限られた財源を有効に活用し、これらの課題解決に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは以下、住田町を「支え合う共生の町」にしていくための町政運営の方針について、先般の町長選挙におきまして申し述べさせていただきました医・食・住の3つの要を中心に  
おいた主要な施策につきまして申し述べます。

人に優しいというおいが感じられるまちづくりについてでございます。

子育て環境の整備は人口減少対策には必要不可欠であり、子育てで困っているお父さん、お母さんの声に耳を傾け、状況を分析しつつ、できることから速やかに、実行してまいります。

結婚・出産・子育て支援の充実につきましては、結婚相談員や出会いのイベント等のあり方の進化を促すとともに、結婚後の居住環境の充実に向けて、空き家状況等の情報提供や住宅新築、リフォーム助成等による支援に努めてまいります。

結婚後においても安心して産み育てることができる環境整備も重要であり、妊産婦保健事業の推進や不妊治療等に対する支援を引き続き行います。

子育て環境については、子育て情報の提供・相談とともに、乳幼児健診事業、民生児童委員・保育園・学校を含め関係機関等との連携強化、子ども・子育て世代への経済的支援に継続して取り組んでまいります。

町民の皆様が健康で長生きでき、いきいきと暮らせるよう福祉、地域医療、生活環境の充実を図ってまいります。

町民のこころの健康づくりにつきましては、関係機関と協力連携しながら、引き続き相談事業の実施と充実を努め、地域で気づき、見守る、というコミュニティで支援する環境を促進し、町民の皆様のこころのケアに努めてまいります。

また、病気の早期発見・早期治療に繋がられるよう、基本健診や各種がん検診の充実強化を図るため、受診しやすい環境の整備と受診率の向上に努めながら、町民の皆様の健康増進を推進してまいります。

さらに、地域医療の充実を図るため、関係機関と協力連携しながら、医師や医療従事者の確保に努め、医療機関を受診しやすい環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

社会福祉の充実につきましては、すべての町民が、健康で安心して自立した生活を送ることができる地域社会の実現のため、関係機関、団体及び町民の皆様との協働により支えあう、福祉コミュニティの醸成に努めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、人々が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実を努めてまいります。



高齢者福祉の充実につきましては、老人クラブ活動の支援や地域住民が主体となる活動の普及・充実に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進・深化に取り組み、介護の必要な高齢者の方々ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスの充実に努めてまいります。

以上のような、福祉の充実や地域包括ケアシステムの推進の基盤として、町民の皆様の参画による地域づくりが重要となってきます。

地域づくりの活動につきましては、自治会、各種団体等がそれぞれの地域の特色や個性を活かした活動や自主的な活動を支援するとともに、地域の活性化や地区公民館を中心とする小さな拠点づくりを積極的に推進してまいります。

安全・安心への町づくりについてです。

安全・安心は町民の皆様の願いであり、みんなで豊かな自然環境を守り続ける必要があります。

自然の財産の一つである水に関してですが、その水質保全のためにも公共下水道への接続率の向上、浄化槽設置促進に取り組むとともに、水源の保全のためにも、関係機関との連携強化によるゴミの不法投棄・廃棄物処理の対策強化を図ってまいります。

森林保全に関しては、関連機関等との連携を密に適切な間伐の促進等を図りつつ健全な森林の育成を促すとともに、生態系の維持や土壌の流出等の防止に寄与する事に取り組んでまいります。

農業施策にも関連しますが植栽木や下層植生に対する食害等も顕著になってきている中、シカの個体数管理等の鳥獣害対策も継続して取り組んでまいります。

生活環境においては道路・河川の整備について取り組んでまいります。幹線道路である国道・県道に接続する町道は町民の日常生活・生産活動の基盤です。生活路線は改良・補修等を進めることによりお互いに助け合う地域社会の形成を目指してまいります。

また、国道・県道に関しましても改良・整備に対し、積極的な要望活動を展開するとともに、連携した推進を図ってまいります。

河川の整備方向として、近年の台風や大雨による被害に対応するため、関係機関と連携した整備の促進、安全優先かつ環境に配慮した整備の促進と要望活動を図ってまいります。

簡易水道に関してですが、安全で、安定した飲料水の確保と接続率の向上に努めるとともに、給水区域外の集落水道につきましては、施設整備に対する支援を継続して行い、安心できる飲料水の確保に努めてまいります。

情報化社会の現在、インターネット等の普及による有効活用とし情報発信手段としてのホームページ等の活用や住田テレビによる住民ニーズに応える情報発信等、町外へのアピールを含め、内容の更なる充実・進化を目指してまいります。

安全・安心な生活の確保のため、交通安全・地域安全とともに、多様化している消費トラブル等について、関係機関等と連携して取り組んでまいります。

町民の防災に関する安全・安心の向上を図るため、常備消防・消防団含め消防防災設備の充実を図るとともに、関係機関・団体等との連携を強化しつつ防災体制の確立に取り組んでまいります。

雇用と仕事を創出支援し経済を活性化するという点に関してでございます。

町内の雇用環境を改善し、経済を活性化させるため、農業、林業、商工業、観光業等の産業振興を図るとともに、これらの有機的連携にも積極的に、取り組んでまいります。

人口減少が続く中、農業従事者の高齢化と後継者不足などにより農業生産力が年々減退してきております。経営形態も耕種部門では周年型経営に取り組む農家、畜産部門では個別経営から企業的経営形態、企業傘下による経営への転換が図られております。地域農業を推進していくためには認定農業者をはじめとする、経営感覚に優れた農業者および経営体のリーダーの存在が不可欠であることから、関係機関・関係団体等と連携を図りながら農業技術指導と併せ経営に対する知識の向上に努めてまいります。

また、新規就農につきましては、経営安定のための育成支援制度等や外部資本の導入を模索するとともに、民間活力の活用・支援等に取り組んで参ります。収益性の向上を目指す為には生産コストの低減も求められる現状にあり、商品開発分野や地域の特性を生かした取り組み、そして効率を求める集落型営農の促進を図ってまいります。

林業振興については、地球温暖化対策にも対応する再生可能エネルギーである木質バイオマスの有効活用等の更なる支援策等の検討による「木の地産地消」の推進を模索し、地元産材の利用拡大と地域経済循環の創出に努めてまいります。

川上から川下までの地域林業システムの構築についても、そのあり方等関係機関・関係団体等との連携により、住田ならではの環境を生かせるシステム等も検討しつつ、林業関係者の安定収入を目指すとともに、雇用の拡大につながるよう支援し、町内産業の主軸としての育成に努めてまいります。

教育・スポーツ・文化を大切にとらえて推進することについてでございます。

「教育環境の整備・充実」につきましては、教育委員会との連携を密にし、国及び県の情勢を見極めながら、学校、公民館、図書室及び文化施設における設備・備品等の整備を図り、

児童生徒の通学や住民の学習環境の向上のために必要な措置を講じてまいります。

「きめこまやかな教育」につきましては、子どもの創造力・個性を活かすため、知・徳・体を総合的に兼ね備え、社会に適応できる人間形成を目指し、児童・生徒一人ひとりの学び考える力や豊かな心、健やかな体を育てまいります。

また、生きる力の育成に努め、郷土を愛し、発展を支える人材を育成するため、保・小・中・高の連携を図りつつ海外との交流を含む国際理解教育、情報教育及び森林環境教育を充実、推進してまいります。

さらには、学校・家庭・地域の連携を深め、多様な森林環境学習等の学習機会の提供と支援に努めるとともに、教育振興運動等の推進を通じまして、町民の生涯学習環境の充実と地域の教育力の向上に努めてまいります。

また、生涯にわたり心身の健康を目指し、スポーツに親しめる環境作り、機会の提供を行い、普及推進の為に指導者の養成と資質の向上等により生涯スポーツの活性化を推進してまいります。

文化・芸術の振興・文化財の保護については、優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、各種団体、学校等との連携、町民参画と協働による活動の推進を図り、賑わいのある文化環境となるよう努め、地域の歴史と風土に培われた貴重な文化遺産の調査・保護についても、愛護思想の醸成を図りつつ地域の財産としての維持継承に努めてまいります。

結びに、

以上、町政運営の基本主要施策の一端について申し述べたところでございます。

私は、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、開かれた町政を推進するとともに、「住田町人口ビジョン・総合戦略・総合計画」に基づく施策を実施し、雇用の確保等による地域経済の活性化を図ることにより、「住んで良かった」と町民の皆様が実感でき、次代を担う子どもたちが、「ふるさと住田に住んでいたい」と思えるような「笑顔あふれる」まちづくりを目指して、町政運営にあたる所存でございます。

これら施策が円滑に推進され、所期の目的を達成できますよう、改めて議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

**○議長（菊池孝君）** これで、町長所信表明演述をおわります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（菊池孝君）** 日程第6、議案第1号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免

除に関する条例の一部を改正する条例 を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

**○税務課長（中里学君）** 議案第1号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の適用期間を延長しようとするものでございます。改正条文に沿ってご説明いたします。

第2条において、課税免除の適用期限を平成29年3月31日から平成33年3月31日と延長しております。附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしております。これで説明を終わります。

**○議長（菊池孝君）** これから質疑を行います。発言を許します。

**○議長（菊池孝君）** 質疑なしと認めます。

**○議長（菊池孝君）** これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

**○議長（菊池孝君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**○議長（菊池孝君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

**○議長（菊池孝君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（菊池孝君）** 日程第7、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○**税務課長（中里学君）** 議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる事業用生産設備等の新設もしくは増設の期間を延長しようとするものでございます。

改正条文に沿ってご説明いたします。

第1条は、対象とする事業を改正しようとするもので、情報通信技術利用事業を農林水産物等販売業としております。

第2条は、事業期間を延長しようとするもので、課税免除の対象となる期限、平成29年3月31日を平成31年3月31日としております。附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしております。これで説明を終わります。

○**議長（菊池孝君）** これから質疑を行います。発言を許します。

○**議長（菊池孝君）** 質疑なしと認めます。

○**議長（菊池孝君）** これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

○**議長（菊池孝君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○**議長（菊池孝君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

○**議長（菊池孝君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（菊池孝君）** 日程第8、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○**総務課長（佐藤英司君）** 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明をいたします。

今回の財産取得の目的は、住田町消防団第3分団第1部及び第5分団第1部の小型動力ポンプ積載車を更新しようとするものであります。第3分団第1部は世田米小股地区に屯所があり、また第5分団第1部は上有住両向地区に屯所がありますが、現在配備しております小型動力ポンプ積載車はいずれも平成6年度に購入したもので22年経過し、老朽化等が進んであります。そのため最新の機能を装備した車両に更新をし、地域の消防防災力の充実強化、団員の士気の高揚を図ろうとするものであります。

取得する財産は小型動力ポンプ積載車2台で、所得予定価格は1,447万2,000円であります。所得の方法は買い入れ、相手方は県内の消防車両の取扱業者10者による入札を行った結果、岩手県一関市山目字中野34番地2、株式会社古川ポンプ製作所 一関支店 支店長 相澤善弘氏 であります。なお、納入期限は平成30年3月20日であります。以上説明を終わります。

○**議長（菊池孝君）** これから質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○**8番（林崎幸正君）** この積載車のことなんですが、大体何パーセントの落札率なのかお伺いできれば。それと2台なんですがよく1者だけで決まったものだなと。そういうふうに思いますがいかがなものですか。

○**議長（菊池孝君）** 総務課長、佐藤英司君。

○**総務課長（佐藤英司君）** 先ほどもご説明をいたしましたが、入札は10社による入札でございます。落札率につきましては85.4%でございます。それから2台あわせて発注しようということで、それぞれの発注ではなくて、落札率等も考慮しまして2台あわせての発注といたしましたものでございます。

○**議長（菊池孝君）** 林崎幸正君。

○**8番（林崎幸正君）** 大船渡と住田は広域なんですが、大船渡の場合と住田の場合の落札率とかそういうのは対比しているものなんですか。大船渡市が買う落札率と住田町の落札率というのは大体同じくらいの落札率なんですか。

○**議長（菊池孝君）** 総務課長、佐藤英司君

○**総務課長（佐藤英司君）** その辺はあえて情報収集はしたことがございません。今回の入札につきましても、適切に施行されたものというふうに捉えてございます。

○議長（菊池孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 比較はしてないという答弁なんですけど、いくらか情報の共有というのもしてもいいのじゃないかと思いますがいかがでございますか。

○議長（菊池孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） これまではそのような情報収集はしておりませんでしたけど、今後につきましてはそういったことも考慮しながら財産取得については進めたいと思います。以上です。

○議長（菊池孝君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣言

○議長（菊池孝君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第13回住田町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員